

農地・水・環境保全向上対策の
中間評価

平成 22 年 9 月

農林水産省

目 次

I	対策導入の背景と中間評価の目的	
1	本対策導入の背景	1
2	対策の基本的枠組み	2
3	中間評価の目的	2
II	農村地域をめぐる情勢	
1	過疎化・高齢化・混住化の進行による集落機能の低下	3
2	農地・農業用水等の資源の状況	3
3	地域共同の保全管理の状況	3
4	農村地域に対する国民からの要請	4
III	実施状況	
1	共同活動支援	4
2	営農活動支援	6
IV	効果の検証	
1	農地、農業用施設等の資源の保全活動	7
2	環境にやさしい農業の推進	9
3	地域のつながりを通じた農村地域の活性化	10
V	事業の仕組みの検証	
1	対象組織	13
2	支援の対象活動及び要件	15
3	支援水準	18
(参考1)	道府県第三者委員会の評価	19
(参考2)	参考図表	20
(参考3)	農地・水・環境保全向上対策第三者委員会委員名簿	25
(参考4)	第三者委員会の開催経緯	26

I 対策導入の背景と中間評価の目的

(要旨)

- 過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により困難化しつつある農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、これらの資源を基礎として営まれる農業生産活動を環境保全を重視したものに転換することを目的とし、平成19年4月に「農地・水・環境保全向上対策」を本格導入。
- 新たな基本計画に基づき、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見を踏まえ、効果と課題を明確化するため、中間評価をとりまとめ。

1 本対策導入の背景

農地・農業用水等の資源^{*1}は、農業の持続的発展と多面的機能の発揮の基盤であるが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきた。また、環境問題に対する国民の関心が高まる中、わが国の農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

こうした背景を踏まえ、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農地・農業用水等の資源について、その保全のための施策の構築が位置付けられるとともに、平成19年度からの施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理手法の検討調査を実施することとされた。また、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施することとされた。

さらに、平成17年10月に閣議決定された「経営所得安定対策等大綱」においては、農地・農業用水等の資源と環境の保全と質的向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」を地域振興政策として位置づけ、力強い農業構造の確立、効率的な農業生産のための施策と併せて導入するものとして、その骨格が示された。

以上のような経緯を経て、平成17年度には全国415の地域における実態調査、平成18年度には全国568の地域におけるモデル的な支援を通じた施策の実効性の検証を行い、「農地・農業用水等の資源保全施策検討会」及び「先進的営農支援（農地・水・環境保全向上対策）に関する技術検討会」における議論や、地方公共団体の意見等を踏まえた制度設計がなされ、平成19年4月より本対策が本格導入されることとなった。

*1 我が国を始めとする水田農業地域においては、農地・農業用水などの多様な資源が、農業生産活動を通じた自然への働きかけや相互扶助の歴史を通じて形成され、地域共有の財産として維持されてきている。（農村の地域資源に関する研究会：「農村の地域資源に関する研究会中間とりまとめ」（平成16年3月））

2 対策の基本的枠組み

本対策は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により困難となりつつある農地・農業用水等の資源の保全管理を適切に行うとともに、これらの資源を基礎として営まれる農業生産活動について、環境保全を重視したものに転換することを目的としている。

- このため、地域住民を始めとする多様な主体の参画を得た活動組織を設立し、
- ア) 農地・農業用水等の保全と質的向上に関する地域ぐるみの共同活動（共同活動支援）と、
 - イ) 化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減するなど環境保全に向けた先進的な営農活動（営農活動支援）

とともに市町村と締結する協定に位置付け、一体的に実施する活動組織を支援するものである。

3 中間評価の目的

平成22年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備するため、戸別所得補償制度を導入するなど、今後の農政の基本的な方向が提示された。

また、同基本計画において、農地・水・環境保全向上対策については、平成22年度に中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化し、その上で今後の施策のあり方について検討することが明記された。

このため、本対策の実施状況の点検や効果の評価等を行うことを目的として平成19年度から設置されている第三者委員会の意見を踏まえ、これまでの取組実績による定量的評価とアンケート調査等による定性的評価を組み合わせ、本対策の効果や事業の仕組み等の評価を行い、中間評価として取りまとめるものである。

II 農村地域をめぐる情勢

(要旨)

- 我が国の農村地域は、農地・農業用水等の資源の保全の観点からは、
 - ①過疎化・高齢化・混住化の進行により地域社会の結びつきが低下、
 - ②基幹的施設とともに、農地周りの水路、農道等の施設の老朽化が進行、
 - ③地域共同による農地・農業用水等の農業生産資源の保全管理が困難化、等の状況。
- また、国民からは、農村地域の環境保全の推進や、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動推進への要請。

1 過疎化・高齢化・混住化の進行による集落機能の低下

我が国における人口の推移を農業地域類型別にみると、都市的地域を除き、平地、中間、山間農業地域ともに減少傾向にある。特に、中間、山間農業地域での人口減少が著しく、この傾向は将来にわたって継続すると予測されている。

高齢化率についても、年々増加することが予測されており、特に、中間、山間農業地域は全国平均を大きく上回っており、今後とも高齢化が進行するものと見込まれる。また、農業集落における農家、非農家の構成を見ると、非農家の割合が年々増加する傾向にあり、今後更なる混住化の進行が見込まれる。

このように、農家戸数の減少と非農家の増加等により、かつては均質な農家が大宗をしめていた農村の構造が、今後とも大きく変化するものと見込まれる。

さらに、農林業センサスによると、1990年から2000年までの10年間で都市化や無住化により農業集落数が約5千減少している。また、集落の規模の縮小に応じて寄合いの回数が低下するなど、農村地域においても地域社会の結びつきが低下している。

2 農地・農業用水等の資源の状況

農地・農業用水等の資源は、農業者の生産基盤であるとともに、国民に対する食料の安定供給や国土保全、自然環境保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠なものであり、その効果は地域住民や国民全体にまで及んでいる。

水源から農地へ円滑に水を供給するため、全国に精緻な農業水利システムが形成されている。水が途切れることなく農地を潤すためには、基幹施設から末端の水路に至る水利システム全体として適切な保全管理がなされなければならない。比較的規模の大きい水利施設は、土地改良法に基づいて農業者によって設立される土地改良区によって管理されているが、地域に密着した末端の農地周りの水路、ため池、農道等は、農家を主体とする集落等の地域の共同活動によって保全されてきた。

また、末端の農地周りの水路、ため池、農道等の施設については、基幹施設と同様、老朽化が進んでいる。県営ほ場整備事業の事業実績から耐用年数を超過した末端の用排水路の比率を試算すると、平成22年度の10%から平成32年には45%に増大することが見込まれ、これらの長寿命化が課題となっている。

3 地域共同の保全管理の状況

過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う農村の構造の変化に伴い、従来は集落ぐるみで行われていた水路や農道の管理などの共同活動の実施が困難になってきているが、意欲ある多様な農業者が営農を継続・発展させるための基盤として、農地や農業水利施設の適切な保全管理が重要である。

平成21年度に全国の消費者及び農業者を対象に行ったアンケート調査によると、今後、農地・農業用水等の農業生産資源を維持し続けることができるかどうか聞いたところ、「難しくなる」または「どちらかといえば難しくなる」との回

答が約9割に及んでいる。また、農地・農業用水等の農業生産資源の維持が難しくなる中で、将来にわたって資源を維持していくためには、どのような施策が必要か聞いたところ、「農業で十分な所得が得られるような対策」(95.1%)に次いで、「農村資源維持活動に対する支援対策」との回答が77.4%という結果となっている。

4 農村地域に対する国民からの要請

平成19年度に農業者、流通加工業者及び消費者を対象に実施したアンケート調査によると、環境に配慮した農産物について、「現在、購入している」、「一定の条件がそろえば購入したい」と回答した消費者が96%であるなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが、国民から引き続き要請されている。

また、平成10年から19年までに4回実施された世論調査によると、地球環境問題に対する国民の関心は年々高まっているなど、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進することが求められている。

さらに、国民からは、景観や生態系・生物多様性など農村環境の質的な向上についても求められている。

Ⅲ 実施状況

1 共同活動支援

(要旨)

- 平成22年3月現在、全国1,251市町村において、19,514の活動組織が、農地143万ha、開水路24万km、農道16万km等の施設を市町村との協定に位置付け、地域の多様な主体の参画を得た共同活動に取り組み。
- 対象面積に対する取組面積のカバー率は35%。地域によって取組状況に差があるものの、水を通じた保全管理のつながりのある水田地域を中心に、全国的に相当な広がり。

(1) 全国の取組状況

本対策については、平成22年3月末現在、全国1,251の市町村において、19,514の活動組織が、約143万haの農地、約23.9万kmの開水路、約4.5万kmのパイプライン、約16.5万kmの農道、約3万箇所のため池を市町村との協定に位置づけ、地域の多様な主体の参画を得た共同活動に取り組んでいる。

(2) 地域ブロック別取組状況

地域ブロック別に取組状況をみると、取組面積は、北海道が42万haで最も大き

く、次いで東北29万ha、九州19万ha、北陸12万ha、関東12万haとなっている。活動組織の規模をみると、近畿や中国四国では50ha未満の比較的小規模な活動組織が多く、北海道、沖縄は50ha以上の大規模な活動組織が多くなっている。

地域ブロック別に、本対策の取組のカバー率（対象面積に対する取組面積の比率）と水路等の農業用施設を管理する集落の比率をみると、

- ア) 本対策の取組のカバー率は、近畿と北陸において、それぞれ55%、42%と高い一方、関東、沖縄においては、それぞれ18%、26%と低い。
- イ) また、用排水路を管理している集落の比率は、北陸、近畿において、それぞれ83%、82%と高く、沖縄、北海道、関東では、それぞれ15%、40%、61%と低い。

（３）農業地域類型別の取組状況

本対策の農業地域類型別の取組面積の比率は、都市的地域10%、平地農業地域61%、中間農業地域20%、山間農業地域9%となっている。この結果から農業地域類型別のカバー率を推計すると、平地農業地域が最も高い44%、次いで山間農業地域34%、中間農業地域26%、都市的地域24%となっている。

（４）地目別取組状況

共同活動支援の地目別取組状況を見ると、全取組面積143万haのうち、田が100万ha、畑が35万ha、草地が7万haであり、地目別のカバー率は、田44%、畑29%、草地10%となっている。

地域ブロック別に見ると、北海道は畑、草地での取組が多く、北陸、近畿、東北では田の取組面積が90%以上となっている。また、沖縄については、畑での取組が94%となっている。

道府県毎の耕地面積に占める田面積の割合と、本対策への取組状況（カバー率）との間には、正の相関関係がみられる。また、道府県毎の集落営農割合と、本対策への取組状況との間にも、正の相関関係がみられる。

（５）取組状況の評価

本対策の目標は、平成24年度において、農地、農業用水等の保全管理に係る集落等の協定に基づき地域共同活動を行う地域数約3.0万地域及び参加者数約220万人・団体としており、事業量としては約200万haに相当する。

平成22年3月における本対策による地域ぐるみの共同活動の取組面積は143万haである。一方、農業生産条件が不利な中山間地域等における農業生産の維持を図ることを目的とし、集落共同による水路・農道の管理等も交付対象行為に含む中山間地域等直接支払制度の取組面積は66万haであり、両制度により地域共同で農地・農業用水等の資源の保全管理を行っている取組面積を重複を除いて合計すると197万haとなる。

また、2005年農林業センサスによると、農業用排水路を管理する農業集落数

は、全農業集落数のうち67%であり、これに対し、本対策及び中山間地域等直接支払制度を実施する集落数は57%と試算される。

以上のことから、地域によって取組状況に差はあるものの、水を通じた保全管理のつながりのある水田地域を中心として、地域共同による農地・農業用水等の保全活動は、全国的に相当な広がりを見せている。

2 営農活動支援

(要旨)

- 全国で2,858の活動組織が7.5万haの農地において、化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動に取り組み。
- 営農活動支援の取組は年々増加するとともに、エコファーマーの育成にもつながっているが、平成21年度における取組は共同活動支援の取組面積の約5%、延べ作付面積の2%程度にとどまっており、十分な広がりには至っていない。

(1) 全国の取組実績

営農活動支援については、国民の環境問題への関心が高まる中、環境保全型農業の面的な取組の拡大を誘導し、環境負荷の大幅な低減を図るとともに、地域農業の振興にも資するよう、地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取組に対する支援を行っている。平成21年度には、2,858の活動組織において、約7.5万haの取組が行われており、共同活動支援の取組面積（平成21年度143万ha）の約5%、農作物作付延べ面積（平成20年度426万ha）の2%弱に相当する。

(2) 地域ブロック別取組状況

地域ブロック別に見ると、東北、近畿で取組が進んでいる一方、関東、東海、中国四国での取組は比較的低調となっている。

(3) 作物別取組状況

作物区分ごとの取組面積を見ると、78%が水稻、12%が麦・豆類となっており、野菜類、果樹等における取組が低調となっている。

(4) 取組状況の評価

我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくために、エコファーマーの育成・増加について、平成21年度末の認定件数20万件を目標と設定している。認定件数は、営農活動支援の導入を契機に大きく増加し、平成21年度末で約19万7千件となっている。

エコファーマーのうち営農活動支援を受けている割合は約3割となっている。ただし、エコファーマーの認定件数の過半を占める野菜類及び果樹については、

水稻、麦・豆類に比べ相対的に取組が進んでいない。

以上のことより、本対策による営農活動支援の取組は年々増加するとともに、エコファーマーの育成にもつながっているが、平成21年度における取組は共同活動支援の取組面積の約5%、延べ作付面積の2%程度にとどまっており、十分な広がりには至っていない。

IV 効果の検証

1 農地、農業用施設等の資源の保全活動

(要旨)

- 全国143万haの農地と用排水路等の施設を対象として、活動指針に基づき、点検、計画策定、実践活動等からなる保全活動が確実に実施。
- 機能診断、計画に基づき、施設の機能維持のための実践活動が適切に実施。
- 遊休農地発生防止のための保全管理活動により、本対策の実施期間5カ年間で、1,600haの耕作放棄地の解消と、13,000haの耕作放棄地の発生防止の見込み。
- 非農業者も含む多様な主体の参画による景観形成、生態系保全、水質保全等の取組により、地域の環境が保全・向上。

(1) 施設の保全活動の強化

本対策に取り組む活動組織に対しては、活動指針に示した農地、農業用排水路等の保全活動を実施することを求めている。活動実績報告によれば、本対策に取り組む組織においては、点検活動、計画策定、実践活動（開水路の泥上げ、ため池の泥上げ、農道の砂利補充など）から構成される施設の保全活動が確実に実施されている。

また、活動組織へのアンケート調査によれば、対策前と比べて維持管理が十分と回答した活動組織数が大きく上昇するとともに、9割の活動組織が本対策による共同活動が施設の保全に役立っていると回答した。更に、市町村へのアンケート調査によれば、本対策を実施している98%の市町村が本対策の農地・農業用水等の資源保全に関する取組を評価している。

(2) 施設の機能維持に資する活動

本対策では、施設の機能診断や施設の補修などの取組を一定以上実施することを求めている。活動実績報告によれば、施設の機能診断、計画の策定については、すべての活動組織が実施するとともに、開水路の目字詰めや表面劣化に対するコーティングなど実践活動については、実施割合が対策前の32%から68%に上昇している。

また、活動組織へのアンケート調査によれば、開水路、農道ともに、「10年先

も支障なく使用できると思われる」と回答した活動組織の割合が、本対策に取り組まないことを想定した場合の割合と比較すると、開水路で43%、農道で42%増加した。更に、市町村へのアンケート調査によれば、本対策を実施している98%の市町村が、本対策による資源保全活動が農業用施設の機能維持等に効果があると評価している。

(3) 遊休農地の発生防止・抑制

本対策においては、必須の活動項目として、「遊休農地の発生防止のための保全管理」を含んでおり、対策前に遊休農地であった農地も対象として、耕作可能な状況に保全管理することを求めている。このため、本対策に取り組む143万haについては、遊休農地発生が防止されており、5年間で1.3万ha程度の発生防止効果があるものと推計される。また、平成21年に実施した抽出調査によれば、「遊休農地等の発生状況の把握」と「遊休農地発生防止のための保全管理」が全ての活動組織において行われていることから、当初遊休農地であった1,581haの農地については、本対策により耕作可能な状態に保全管理されていると見込まれる。

また、活動組織を対象としたアンケート調査によれば、「遊休農地の発生防止など農地の保全に共同活動が役立っている」とする回答が72%、「対策の取組前後で不法投棄が減少した」とする回答が33%となっている。更に、本対策の遊休農地の増加を防止する効果について、本対策を実施する市町村のうち85%が評価しており、本対策に取り組んでいなければ、1割程度以上の農用地が遊休農地化されたと回答した市町村が45%となっている。

(4) 農村環境の保全・向上

本対策では、農村地域の生態系や景観、水質などの環境を保全する農村環境向上活動を一定以上実施することを求めている。活動実績報告によれば、対策前と比較して、農村環境向上活動の活動項目数は1活動組織当たり5.7項目に増加している。なお、農村環境向上活動のテーマについては、「景観形成・生活環境保全」に取り組んでいる活動組織が最も多く、次いで「生態系保全」、「水質保全」の順となっている。

また、活動組織を対象としたアンケート調査によれば、地域の生態系の保全や水質保全については、「良い」とする回答が、対策前と比べて1割程度増加するとともに、地域の景観については、「良好な景観である」とする回答が、対策前の32%から85%と大きく増加している。更に、市町村へのアンケート調査によれば、本対策を実施している96%の市町村が本対策の農村環境の保全・向上に関する効果（生態系保全、景観形成、水質保全等）を評価している。

非農業者の活動時間の割合を活動項目別にみると、基礎部分の活動が22%、農地・水向上活動が22%、農村環境向上活動が50%と、農業者と比較して、農村環境向上部分の活動が大きな比率を占めている。農村環境向上活動は、非農業者や環境に関するNPO法人が活動に参画する契機となるなど、多様な主体の参画に

効果を有している。

非農業者の活動への参加は、まずは理解が得られやすい農村環境向上活動を契機とし、活動の継続により、さらに農地・農業用水等の資源の保全管理の重要性に対する理解が醸成されることが期待される。

なお、農村環境向上活動の一環として取り組まれている植栽等に際しては、地域の生物多様性や生態系に負荷を与えるおそれもあることに留意が必要である。

2 環境にやさしい農業の推進

(要旨)

- 営農活動支援により、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組が、面的広がりをもって、大きく増加。
- 化学肥料・化学合成農薬の低減割合は、要件である5割を上回る6～7割。地域によっては、水質や生態系の保全向上の効果も見られる。
- 5割低減により生産された農産物の価格は、慣行栽培の1.1倍程度。共同活動と一体的に地域でまとまった取組により販売面での効果が見られる地域も。

(1) 環境保全型農業の取組の拡大

営農活動支援を実施している地区における化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組(5割低減の取組)面積は、対策前の約2倍に増加している。

5割低減の取組の拡大は、営農活動支援が「きっかけになった」とする地区が約9割を占め、このうち4割は、対策導入以前は環境保全型農業に取り組んでおらず、営農活動支援の取組をきっかけに5割低減に取り組み始めている。

(2) 農村環境の保全・向上

(環境負荷の大幅な低減)

営農活動支援に取り組んでいる農業者の化学肥料及び化学合成農薬の使用実績は、平均で要件である5割以上を上回る6～7割が低減されている。

さらに、土壌に施用される総窒素量^{*2}でも、全体としては、地域の標準的な窒素施用量に比べて平均1～3割程度減少しているものの、1～2割の農業者においては、たい肥中の窒素成分を勘案した化学肥料の減肥が行われていないこと等から、標準的な窒素施用量を上回る量の窒素が施用されている^{*3}。

(取組地域における水質や生態系の保全・向上)

共同活動支援の「農村環境向上活動」の「水質保全」及び「生態系保全」テーマについて比較すると、営農活動支援にも取り組んでいる地域の方が、各活動項

*2 化学肥料に含まれる窒素量とたい肥に含まれる有効窒素量の合計量。

*3 たい肥については、続けて施用した場合、たい肥から供給される有効窒素量が増大していくことから、これに応じた化学肥料の一層の減肥が必要となる。

目の実施割合が高くなっている。

市町村アンケートにより、営農活動支援による水質や生態系の保全・向上についてどのように評価するか聞いたところ、約6割が評価できると回答している。また、地域によっては、農業濁水の流出防止、化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減等の取組により、農業排水路内の水質が改善されている事例や、水田の生き物（カエル類、クモ類等）の個体数が慣行区に比べ多くなっている事例もある。

なお、今後は、さらにこうした環境保全に関する効果を定量的に把握する客観的指標の開発を進め、その利用を検討することが必要である。

（たい肥施用の拡大による未利用資源の有効利用）

地域で生産されるたい肥の施用量については、5割弱の活動組織で増えており、営農活動支援への取組によって地域内の資源循環が図られている。

（3）地域農業の振興

地域でまとまりを持って取り組むことにより、「環境にやさしい農産物として販売しやすくなった」と回答した経営体は4割となっている。また、「販売先が増えた」とする経営体も1割程度存在している。

共同活動支援で行われる草刈りなどの地域共同の活動が、化学合成農薬の使用を5割以上低減するなどの取組について「役立っている」と回答した経営体は5割以上を占めており、このうち4割の経営体が「地域住民の環境にやさしい農業への理解が深まり、環境にやさしい農産物として販売する量が増えた、又は、販売しやすくなった」と回答している。

5割低減により栽培された農産物が、慣行栽培と比較して高く売れている経営体は、対策前後で比較すると水稻で9%、その他作物で2%増加しており、一部では慣行の1.5倍の価格で販売されている事例もあるものの、平均では慣行の1.1倍弱の価格となっており、消費者との連携の強化など販売面での課題があるものと考えられる。

3 地域のつながりを通じた農村地域の活性化

（要旨）

- 農業者、非農業者、自治会、NPO等多様な主体から構成される活動組織により、資源の保全活動、営農活動、環境向上活動等多様な活動へ取り組み。
- 多様な主体による資源の保全活動、環境向上活動及び環境に優しい営農活動を通じて、地域住民の意識の変化、地域の行事への参加率の向上、集落間の連携や都市との交流、地域リーダーの育成などにより地域コミュニティが活性化。
- 対策に取り組む地区の住民に対するアンケート調査から「農村協働力」を定量化して評価したところ、対策参加者を中心に「農村協働力」が向上。

（1）共同活動の活発化

（多様な主体の参画による共同活動の活性化）

全国の活動組織には114万人と1.6万団体の農業者、24万人と11万団体の非農業者が参画し、地域ぐるみの共同活動を実施している。

本対策には、農業者以外にも、自治会、子供会、女性会、老人会、消防団、土地改良区、JA、NPOなど多種多様な主体が参画している。参加団体の種類数が多いほど、活動項目数が増加しており、多様な活動が取り組まれている。

（地域づくりのための話し合い、活動の充実）

活動組織を対象としたアンケート調査によれば、地域に関わる話し合いの回数は、対策前と比べて年間5回増加（8回→13回）している。また、行事やイベントの開催回数については、対策前に比べて年2回増加（6回→8回）している。

また、本対策がきっかけとなって、高齢者、女性、子ども、青壮年を中心とした地域の団体において、5～6割程度に、「新たに行うようになった活動がある」、「活動回数の増加」、「内容の充実が図られている」等の変化が生じている。

（共同活動に対する地域の意識の向上）

活動組織を対象としたアンケート調査によれば、対策前と比べて、地域の農地や農業用水路等の資源を自分たちで守りたいと感じている者が農業者で63%から86%へ、農業者以外で21%から38%へと増加している。

また、地域の自然環境や景観を自分たちで守りたいと感じている者については、「ほぼ全員」または「大半」であると思うとする回答が、農業者で53%から79%へ、農業者以外で29%から51%へ増加していると回答しており、農業者、非農業者のいずれも、共同活動に対する意識が向上している。

（2）地域コミュニティの活性化

（地域のつながりの強化）

活動組織を対象としたアンケート調査によれば、活動に参加した延べ人数に関しては、対策前と比較して、「かなり増加した」、「増加した」とする回答を合わせると、全体で74%、非農業者においても72%となった。

本対策の前後で地域のまとまりや人と人のつながりに関しては、「以前からまとまりがよい」とする組織（34%）に加え、43%の組織が「強くなった」と回答している。

また、本対策の前後での相互の助け合いの気持ちの地域全体の変化に関しても、「以前から助け合いの気持ちが強い」とする組織（30%）に加え、41%の組織が「強くなった」と回答している。

市町村へのアンケート調査によれば、「元々まとまりが良い」とする回答（44%）に加え、51%の市町村で「まとまりがよくなり、積極的に非農家の協力が得られるようになった」と回答している。

（集落間連携、都市農村交流、企業等との連携）

活動組織を対象としたアンケート調査によれば、本対策の活動について、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間連携の状況について「連

携している」と回答した組織の割合は、対策前の26%から対策後74%へと38ポイントの大幅な増加となっている。

また、都市住民等との交流については、一部ではあるが、本対策の導入により、本対策の活動だけではなく、「地域の行事等を通じて、都市住民等との交流」を行っている組織がある。また、対策後1割を超える活動組織で、企業等との連携により、「生き物調査などの共同調査」等を実施している。

（地域リーダーの育成）

活動組織を対象としたアンケート調査によれば、共同活動を通じて、地域の資源や環境は自分たちで守り、子どもたちや若い世代に引き継ぎたいと意識するようになった人が「ほぼ全員」、「大半」との回答を合わせると、対策前の26%から対策後には57%と31ポイント増加している。

また、地域リーダーの後継者の育成については、調査結果によれば、地域リーダーの後継者を育成する活動を実施している地区は35%で、そのうち、40～50代の次代のリーダーが活動組織の役員を担い事業の運営・調整を行うなど、本対策の取組がリーダー育成に役立っているとの回答は82%となっている。

（農村協働力の視点からの検証）

本対策による農村協働力^{*4}への影響を評価するため、本対策を実施する21地区について、非参加者を含む住民全員を対象として、アンケート調査を実施したところ、回答者の全員の平均では、対策の前後で人と人とのつながりや信頼が強化されているという結果が得られた。

また、アンケート結果から、農村協働力を定量化して評価^{*5}したところ、本対策の参加者の農村協働力は、取組前においても不参加者より高いが、取組後において全要素で増加し、特に「地域貢献」、「地域への想い」の伸びが大きい結果となった。また、「話し合いの機会」は地域のつながりを示す代表的な指標であるが、話し合いの機会が多い地区では地域共同活動に関する農村協働力が高い傾向が見られた。

以上のことから、本対策を契機に地域の新たな話し合いや活動の機会を通じて向上した農村協働力が長期にわたって発揮されることにより、農地・農業用水等の保全向上などの効果が更に高まるとともに、消費者、企業、他の一次産業者等との連携の主体となることが期待される。

*4 我が国の農村集落は、相互扶助、集落共同活動、寄合等による自治・合意形成など、集落の形成・維持の過程の中で醸成されてきた機能（集落機能）を有するとともに、人と人とのつながりや信頼感が強いといった特徴を有している。このような、人と人とのつながりや信頼感等について、近年、「ソーシャル・キャピタル」として捉え、その評価や各種政策への応用について調査・研究が進められている。ここでは、これまでの調査・検討を踏まえ、農村におけるソーシャル・キャピタルについて「農村協働力」と呼ぶこととした。

*5 アンケートのうち18の設問に対する回答を基に因子分析を行ったところ、農村協働力の因子として「ネットワーク・信頼」、「地域共同活動」、「地域貢献・地域への想い」の3因子が抽出された。これらの3因子を更に、「近所づきあい」、「友人つきあい」、「地縁活動」、「地域活動」、「地域貢献」、「地域への想い」の6要素に分割し、農村協働力を得点化して評価を行った。

V 事業の仕組みの検証

1 対象組織

(要旨)

- 本対策では、非農業者を含めた多様な主体の参画を要件としており、24万人の非農業者及び11.5万の農業関係以外の団体が参画。
- 活動参加人数の7割が農業者、3割が非農業者であり、更なる非農業者の参画の余地。多くの活動組織は「農地・農業用水等の保全に今後とも非農業者の協力が必要」との意見。
- 今後とも、非農業者を含めた多様な主体の参画の促進が必要。その際、農業者、非農業者で地域の課題を共有する契機として農村環境向上活動の活用が有効。
- 活動組織の区域については、集落単位や水系単位で行われている農業用排水路、農道等の保全活動の区域をベースとして、地域の実情に応じて設定。
- 今後、さらに共同活動を広げていくためには、樹園地等取組が低調な地域における共同活動のあり方や、リーダー像を明らかにすること等が課題。

(1) 活動組織の構成

(活動組織の構成の考え方)

過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴い、農業者だけでは農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている実態を踏まえ、本対策では、非農業者を含めた多様な主体の参画を要件としている。

(活動組織の構成)

平成21年度において、全国の活動組織には、114万人の農業者と24万人の非農業者、1.6万の農業関係団体と11.5万の農業関係以外の団体の参画が得られている。

農業者以外の団体の活動組織への参画割合は、自治会が全活動組織の約9割、次いで、子ども会が約5割、女性会が約4割に参画しており、面積規模別で見ると、規模が大きくなるほど、土地改良区、JA、学校・PTAの参加割合が増加する傾向が見られる。また、NPO、子供会などが参加する団体ほど、農村環境向上活動の活動項目数が多いなど、多様な活動に取り組んでいる。

活動組織を対象に実施した抽出調査によると、活動参加人数における農業者と非農業者の割合は、農業者が概ね7割となっている。一方、2000年農林業センサスにおける農業集落あたりの平均戸数では、いずれの農業地域類型区分においても、非農家が農家を上回る割合となっている。

(活動組織の構成についての検証)

本対策の活動組織には、非農業者も含む多様な主体が参画し、農地・農業用水等の保全活動を活発に実施しており、活動組織へのアンケート調査においても、農地や農業用水の保全については今後とも非農業者の協力が必要との回答が多数

を占めている。

以上のことから、今後とも、非農業者も含む多様な主体の参画による活動組織の設立を促進することが課題と考えられる。その際、農業者、非農業者の間で地域の課題を共有する契機として農村環境向上活動を活用することが有効である。

(2) 活動組織の区域設定

(活動組織の区域設定の考え方)

本対策における活動組織の区域は、集落単位、水系単位、ほ場整備事業の事業実施単位など、共同作業に取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域の実情に応じて設定することとしている。

(活動組織の区域の設定状況)

1 活動組織当たりの面積規模は、20～50haクラスが最も多く、50ha未満の活動組織は、全体の67%を占めており、平均面積は北海道603ha、府県53haとなっている。また、1活動組織当たりの構成員数は、農業者が58.2人と0.8団体、非農業者が12.4人と5.9団体となっている。

活動組織を構成する集落数については、1集落が最も多く(69%)、次いで、2集落(9%)、5から9集落(7%)となっている。地区の設定要因別では、単一集落単位が最も多く(68%)、次いで、複数集落単位(18%)、水系・水利組合単位(6%)の順となっている。単一集落単位の活動組織では、自治会や子供会の参画比率が高く、既存の集落のコミュニティをベースとした取組が行われている。一方、複数集落単位の活動組織では、単一集落単位と比較して、学校・PTAや農業団体等の参画比率が高く、多様な組織の参画が得られている。

(活動組織の規模と活動の状況)

「面積当たりの活動時間」については、規模の小さいほど活動時間が長くなっており、20ha未満の活動組織は、50～100ha程度の活動組織の2.7倍程度である。

事務用品費、手続費用等の「基礎的経費」については、組織の規模が大きいほど支出に占める比率が低くなっており、20ha未満の活動組織は、50～100ha程度の活動組織の1.2倍程度である。

また、「農地・水向上活動」については、組織の規模が小さいほど実施割合が高く、「農村環境向上活動」については、組織の規模が大きいほど活動項目数が多くなっている。

(活動組織の区域設定についての検証)

活動組織の区域については、集落単位や水系単位で行われている農業用排水路、農道等の保全活動の区域をベースとして、地域の実情に応じて設定されている。

共同活動支援の取組の制約要因について、道府県への聞き取り調査によれば、ア)取組が進展している道府県からは、「県の農業振興計画や環境構想と本対策の趣旨が合致」、「集落営農の体制づくりが確立されていたため共同活動に取り組みやすい」などの意見が寄せられた一方で、

イ) 取組が遅れている県からは、「樹園地が多くパイプライン化が進んでいることなどから共同活動になじまない」などの意見が寄せられた。

また、市町村に対するアンケート調査では、本対策に取り組まない理由として「地域リーダーの不在」、「高齢化により共同活動が困難」などの意見が上位を占めている。

今後、さらに共同活動を広げていくためには、樹園地等取組の低調な地域における共同活動のあり方、過疎化・高齢化が進行する中での地域のリーダー像の明確化、活動組織が互いに学び合う機会の創出等が課題である。

2 支援の対象活動及び要件

(1) 共同活動支援

(要旨)

- 支援対象活動や要件については、活動項目毎に取組率の差が見られるが、すべての活動組織が要件を満たす活動を実施。また、道府県中間評価では、国の示す活動指針について、「細分化された項目の整理・統合」等を要望。
- 今後、ほ場周りの用排水路等の施設について老朽化が進行。また、道府県、市町村は、「施設の修繕程度を超えた更新・新設」など、日常の保安全管理に留まらず、施設の長寿命化へ支援対象の拡大を要望。
- ほ場周りの用排水路等施設の老朽化が進む中、これら施設の長寿命化に向けた取組の強化が課題。更に、活動指針については、実施割合が低い項目や細分化された項目の整理・統合により、地域の実情に応じた弾力的な活動の実施が課題。

(地域活動指針に基づく支援の要件の考え方)

共同活動支援については、支援の対象となる活動の項目を列挙した国が示す活動指針を基に、地域協議会が独自の活動項目や要件を加えた「地域活動指針」を定め、これに基づき一定水準以上の活動を行うことを要件としている。

具体的には、

ア) 資源の適切な保全のための「基礎部分」の活動については、活動項目をすべて実施すること、

イ) 資源の長寿命化につながる活動や、農村環境を向上させる活動である「誘導部分」の活動については、一定項目以上実施すること、

を要件としている。

(活動指針に定めた活動項目の実施状況)

農地・水向上活動のうち、「法面の初期補修」、「破損施設の改修」などの全国共通の基礎的な実践活動の実施割合が高い。一方、「防風ネットの適正管理」、「遮光施設の適正管理」などの地域特有の実践活動の実施割合は低い。

また、農村環境向上活動のうち、生態系保全では「生物の生息状況の把握」、水質保全では「水田からの排水（濁水）管理」、景観形成では「施設への植栽」

などの選択が多い。一方、水質保全の「排水路沿いの林地帯等の適正管理」、「沈砂池の適正管理」など、地域特有の課題に対する活動の選択は少ない。

（地方裁量による活動項目の追加状況）

地域活動指針は、地方の特性を踏まえ、国が示した活動指針に独自の活動項目を追加して、地域協議会が作成することとなっている。

農地・水向上活動の追加活動項目は、44協議会で設定しており、農用地については、「除雪剤の散布」、開水路については「安全施設の適正管理」等となっている。また、農村環境向上活動に関する追加活動項目は、9協議会で設定しており、「池干しの実施」、「内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動」など地域の特性に応じた内容となっている。

（地方裁量により定めた活動項目、構成員、使途に係る要件）

活動項目に係る要件を独自に定めた地域協議会は、4協議会となっており、いずれも農村環境向上活動に対する要件を追加している。また、活動組織の構成員に係る事項、交付金の使途に係る事項を定めた地域協議会は42協議会であり、基礎部分の活動に対する制限を設けている県が多くなっている。

（支援の対象活動及び要件の検証）

これまで、すべての活動組織が、活動指針に基づき設定した活動の要件を満足する活動を実施してきている。平成21年度に実施した調査では、共同活動支援における活動項目別の活動時間の割合は、基礎部分の活動が37%、農地・水向上活動が31%、農村環境向上活動が32%であった。

支援の対象活動について、道府県中間評価においては、「客土などの生産基盤等への支援対象範囲の拡大や地域の施設の改修工事等への交付金の使途拡大」、「活動指針については実施割合が低い項目や細分化された項目の整理・統合をすべき」等の要望が寄せられている。また、市町村からは、「施設の修繕程度を超えた更新・新設」、「ポンプの修理・購入費や大型施設（ゲート・水管橋）の修繕費」など、日常の保全管理に留まらず、施設を長寿命化するための経費に対する支出が要望されている。

以上のことから、老朽化が進む農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化のための活動の強化が課題である。また、活動指針については、実施割合が低い項目や細分化された項目の整理・統合等により、地域の実情に応じた活動が弾力的に行われるようにすることが課題である。

（2）営農活動支援

（要旨）

- 5割低減の取組の面的拡大を図るため、共同活動との一体的実施やまとまり要件を設定。
- 共同活動の素地がない野菜、果樹での取組が進んでいない。また、これら要件による効果を評価する意見がある一方、同要件が厳しく取組の推進が図りにくいとの意見もあり、今後更なる分析が必要。

（営農活動支援の要件の考え方）

営農活動支援については、これまで限定的な取組に留まっていた化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な取組について、点から面、個人から地域への取組の拡大を誘導するために、

- ア) 共同活動と一体的に行う取組であること
- イ) 対象区域の農業者全体で環境負荷を減らす取組を行うこと
- ウ) 一定のまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬の使用を原則 5 割以上低減すること

を要件としている。

（支援の対象活動と要件の検証）

共同活動の素地がない野菜、果樹は、環境負荷が大きいにもかかわらず取組が進んでいない。

市町村に対し、営農活動支援に取り組まない（取り組めない）理由を聞いたところ、「事業要件（まとまり要件、共同活動との一体的な実施等）」が厳しいため」が最も多く、実施市町村では回答の 9 割、未実施市町村では回答の 8 割を占め、次いで「事務手続が大変であるため」との回答が多くなっている。また、地方負担が取組拡大の支障になっているとの指摘もある。

まとまり要件については、4 割の経営体で農産物を販売しやすくなったとの評価がある一方、活動組織からは、環境保全型農業は農家や作物によって栽培方法が異なるなど、まとまるのが厳しいため、個人であっても支援すべきであるとの意見も回答の 4 割を占めている。

また、共同活動支援と一体的に行うことを要件としていることについては、半数以上の経営体が営農活動支援に役立っていると回答しており、このうち 7 割は共同活動により草刈り等が適切に行われるため、農薬の使用量の低減が図りやすいと評価している。一方、市町村の 6 割は、この要件が営農活動支援を推進しにくくしていると回答しており、その理由としては、共同活動のまとまりと営農活動のまとまりは異なるため、取組の推進が図りにくいとの意見が多い。

支援対象となる取組を 5 割低減としていることについて、営農活動支援に取り組んでいる組織は「妥当」との回答が 6 割を占める一方、取り組んでいない組織は、「収量や品質が低下するため 5 割低減は難しい」との回答が 4 割と最も多くなっている。

また、5 割低減の取組とは別に、支援対象とした方が良い取組について聞いたところ、「たい肥や緑肥による土づくりや冬期湛水など、環境保全に効果の高い取組や技術」、「5 割低減とは分けて有機農業について支援すべき」との回答が多くなっている。

以上のように、今後さらに、環境保全型農業の取組の質を確保しつつ、地球温暖化防止、生物多様性の保全等に貢献する営農活動を推進することが課題である。また、営農活動支援の要件等については、現行の要件によることが環境負荷低減

を図りやすいといった意見とともに、共同活動と営農活動のまとまりが異なることから、取組の推進を図りにくい等の意見が寄せられており、今後、更なる分析が必要である。

3 支援水準

(要旨)

- 共同活動支援については、単価設定時の基準活動量を上回る活動実績。また、無償労働分と交付金を合計すると、単価設定時に想定した活動量の1.5倍。
- 営農活動支援については、平成22年度の調査結果から適切な代替技術を導入した場合の掛かり増し経費を試算したところ、単価設定時に想定した掛かり増し経費と比較し、概ね同等。

(1) 共同活動支援

(支援単価の設定の考え方)

共同活動支援の支援単価は、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて設定している。

(支援単価と活動の実績について)

平成21年度に559地区を対象として実施した調査では、10a当たりの活動時間は、府県の田で4.8時間、畑で4.3時間であり、それぞれ単価設定時に想定した基準活動時間を上回っている。また、活動組織の構成員の無償労働分と交付金を合計すると、府県の田の場合、単価設定時に想定した活動量の1.5倍程度となっている。

(2) 営農活動支援

(支援単価の設定の考え方)

営農活動支援の支援単価は、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組の技術導入に係る掛かり増し経費に着目して設定している。

(支援単価と経費の実績について)

平成22年度に実施した調査結果に基づき、適切な代替技術を導入した場合の掛かり増し経費を試算したところ、制度創設時(平成17年度)と比較し5%程度の減少と、概ね同等の結果となった。

なお、近年、肥料等の価格が大きく変動していることから、掛かり増し経費については、引き続き検証していくことが必要である。

(参考1) 道府県第三者委員会の評価

1 道府県第三者委員会

農地・水・環境保全向上対策実施要綱第8に基づき、

ア) 当該交付金の交付状況の点検

イ) 活動組織の取組の評価

を行うことを目的として、各道府県単位で第三者委員会を設置。

2 道府県第三者委員会による評価結果

平成22年8月31日までに報告を受けた43道府県の評価結果概要は以下のとおり。

(1) 施設の保全活動の強化

95%の道府県が、共同活動への取組により施設の保全活動の強化の効果があつたと評価。

具体的には、「施設の長寿命化に資する活動の強化」(86%)、「保全意識の向上」(67%)、「遊休農地の発生防止」(44%)等の効果を評価。

(2) 農村環境の保全向上

72%の道府県が、「農村環境の向上」の効果を評価するとともに、40%の道府県が、「環境教育の場としての活用」を評価。

具体的には、「景観形成」(40%)、「生態系保全」(21%)、「水質保全」(12%)等の効果を評価。

(3) 環境にやさしい農業の推進

51%の道府県が、「環境保全型農業への意識醸成」について評価。また、「5割低減の取組の拡大」(37%)、「エコファーマーの増加」(22%)、「差別化・ブランド化販売」(37%)等の効果を評価。

(4) 地域のつながりを通じた農村地域の活性化

79%の道府県が、本対策の実施による「地域のつながりの強化」の効果を評価。また、「多様な主体の参画のきっかけ」(63%)、「集落間、都市との交流促進」(28%)等の効果についても評価。

(5) 本対策に係る要望・課題(共同活動支援)

67%の道府県が、「制度の継続、活動の継続・強化」を要望。また、「事務の簡素化」(58%)、「多様な主体の参画」(49%)、「地域リーダーの育成」(49%)等が必要と指摘。

具体的には、「施設の改修工事等への交付金の使途拡大」、「参加者の拡大や、農業への理解促進のため、地域外への広報活動の充実」等を指摘。

(6) 本対策に係る要望・課題(営農活動支援)

園芸作物を主体とする地域からは、「5割低減やまとまり要件の緩和」の要望。また、「事務の簡素化」、「掛かり増し経費に見合うだけの販売価格を確保できない場合が多い」等との課題についても指摘。

(参考2) 参考図表

1. 実施状況 — (1) 共同活動支援

① 共同活動支援の取組実績(組織数、面積)

	H19	H20	H21
活動組織数	17,122	18,973	19,514
取組面積	116.0万ha	136.1万ha	142.5万ha
農振農用地に占める割合	29%	33%	35%
交付額	18,616百万円	20,827百万円	21,679百万円

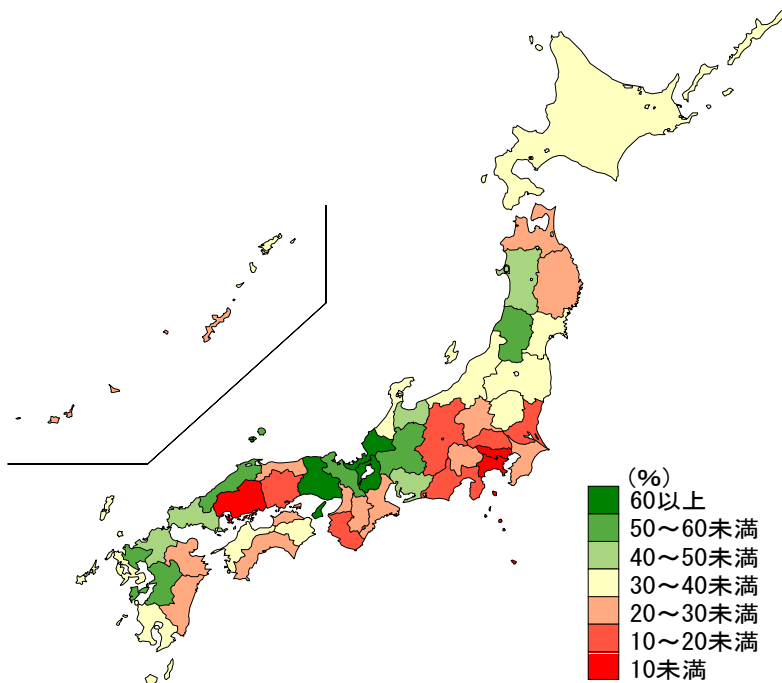
注：農振農用地面積は2005年農林業センサスにおける農振農用地内の耕地面積。

② 対象施設数(平成21年度)

	開水路	パイプライン	農道	ため池
府県	211,550km	41,577km	146,133km	29,198箇所
北海道	27,468km	3,818km	19,362km	511箇所
計	239,017km	45,395km	165,495km	29,709箇所

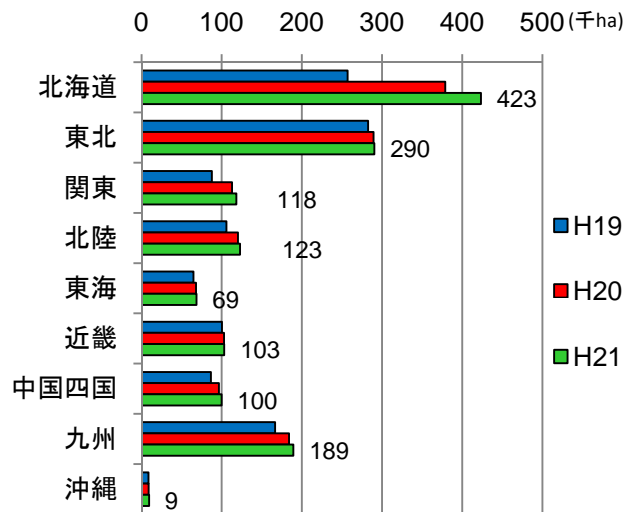
資料：平成21年度実施状況報告書より作成

③ 農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)の取組状況(平成21年度)(各県のカバー率)

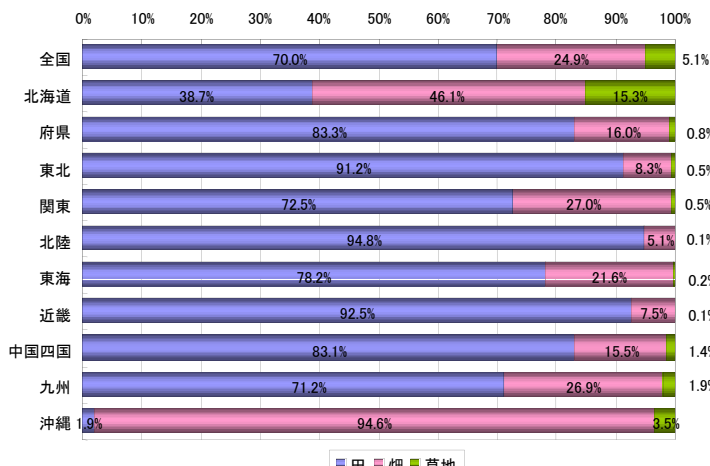


注)農地・水・環境保全向上対策のカバー率は、平成21年度の取組面積が2005年農林業センサスにおける耕地面積に占める割合

④ 取組面積の推移(農政局別)

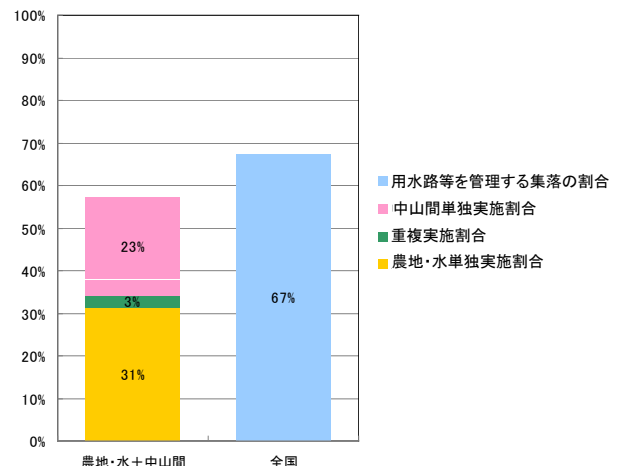


⑤ 地目別の実施面積割合(農政局別)(平成21年度)



資料：平成21年度実施状況報告書より作成

⑥ 農業用排水路を管理する集落と農地・水・環境保全向上対策、中山間地域等直接支払を実施する集落の割合(平成21年度)



注1)農業用排水路の農業集落による管理割合は、2005年農林業センサスの数値より算出
 注2)「集落管理」とは、農村集落等で共同作業により管理しているもの

1. 実施状況 — (2) 営農活動支援

① 営農活動支援の取組実績(組織数、面積)

	H19	H20	H21
活動組織数	2,029	2,573	2,858
取組面積	4.3万ha	6.1万ha	7.5万ha
共同活動支援に占める割合	3.7%	4.5%	5.3%
延べ作付面積に占める割合	1.0%	1.4%	1.8%
交付額	1,454百万円	2,044百万円	2,552百万円

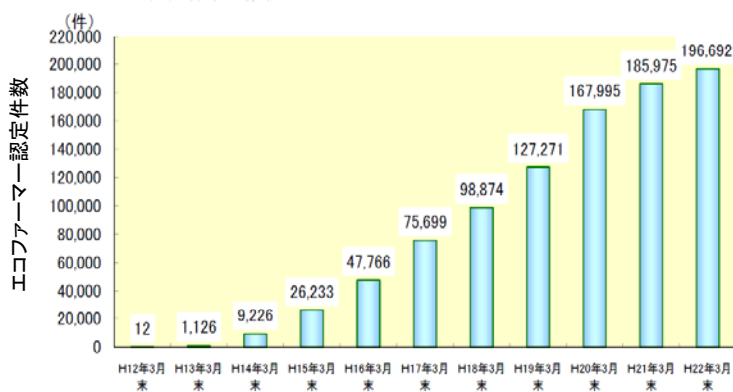
資料:実施状況報告書より作成
注:延べ作付面積は農林水産統計「農作物作付(栽培)延べ面積及び耕地利用率」による。

② 作物区分別の先進的営農実施面積割合(全国)(平成21年度)

	合計	水稲	麦・豆類	いも・根菜類・野菜類	果樹・茶	花き・その他
全国(ha)	75,223	58,364	9,356	5,308	897	1,297
シェア	100%	77.6%	12.4%	7.1%	1.2%	1.7%

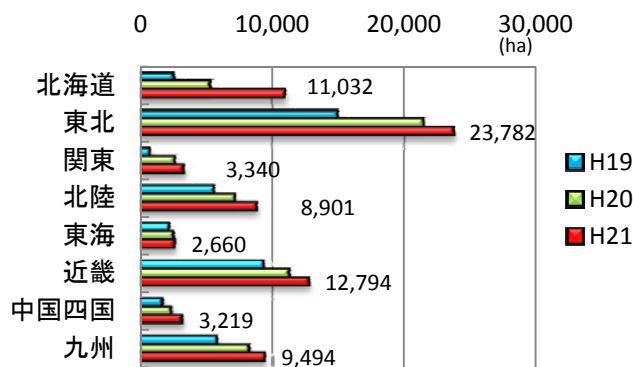
資料:平成21年度実施状況報告書より作成

③ エコファーマー認定件数の推移



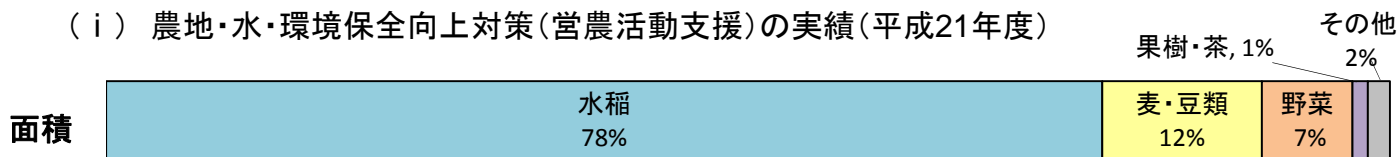
資料:「持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況」(平成22年3月末現在)より作成

④ 取組面積の推移(農政局別)

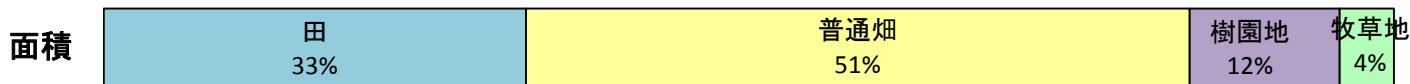


⑤ 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)の実績と有機JAS認定の現状等

(i) 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)の実績(平成21年度)



(ii) 有機JAS認定の現状



資料:「国内における有機JASほ場の面積」(平成21年4月1日現在)より作成

(iii) エコファーマーの認定の現状

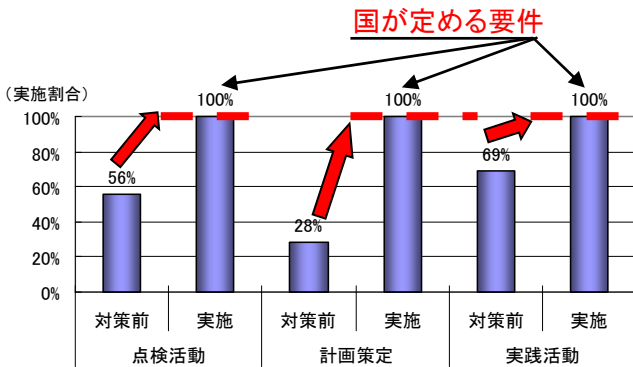


資料:「持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況」(平成21年9月末現在)より作成
注)認定を受けた作物のうち最も面積の大きい作物で集計

2. 事業の効果 — (1) 農地、農業用施設の保全活動

<用排水路、農道、ため池等の施設の保全活動>

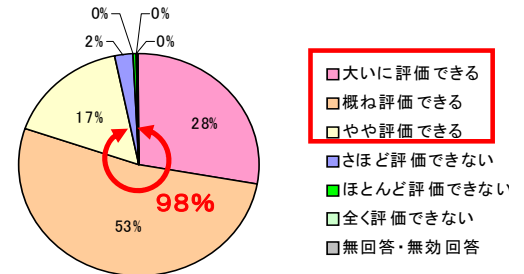
① 基礎部分の活動実施割合(全国)



資料:平成21年度実施状況報告書より作成
 注)基礎部分の活動:農地や農業用水等の資源を適切に保全するための活動(施設の点検、計画の策定、水路・農道法面の草刈りなど)

② 農地・農業用水等の資源保全に関する効果の評価

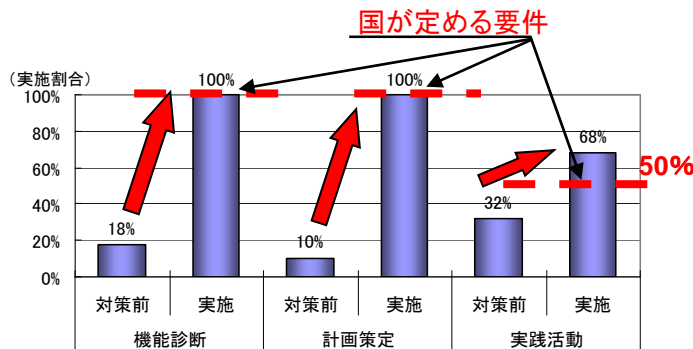
問 本対策による農地・農業用水等の資源保全に関する効果(維持管理費の節減等)について、どのように評価しますか。



資料:市町村アンケート(平成22年3月実施)より作成

<用排水路、農道、ため池等の施設の機能維持>

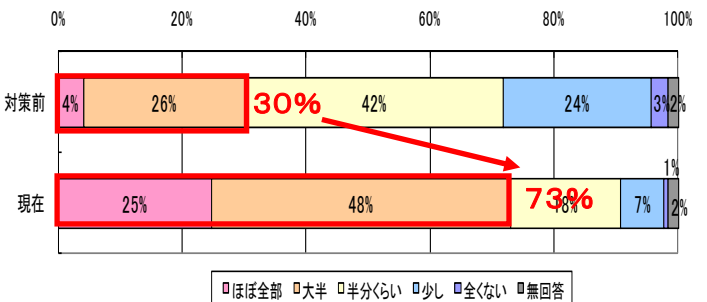
③ 農地・水向上活動の実施割合(全国)



資料:平成21年度実施状況報告書より作成
 注)農地・水向上活動:施設の寿命を延ばすためのきめ細やかな保全管理を行う活動(施設の機能診断、計画の策定、施設の補修など)

④ 開水路の機能

問 活動の対象となる開水路のうち、10年先まで支障なく水が流れると思われる割合はどの程度だと思いますか。



資料:活動組織アンケート(平成21年12月実施)より作成

<遊休農地の発生防止・解消>

⑤ 耕作放棄地発生防止効果の推計

○対策期間の耕作放棄地防止面積

$$\cdot 114\text{万ha} \times 0.0022^{\text{注1)}} \times 5\text{年} = \mathbf{1.3\text{万ha}}$$

(参考)他事業との重複を考慮した事業量

$$\cdot \text{農地・水・環境保全向上対策取組面積} - \text{中山間地域等直接支払制度重複面積} - \text{基盤整備関係重複面積}^{\text{注2)}} = 142\text{万ha} - 12\text{万ha} - 16\text{万ha} = 114\text{万ha}$$

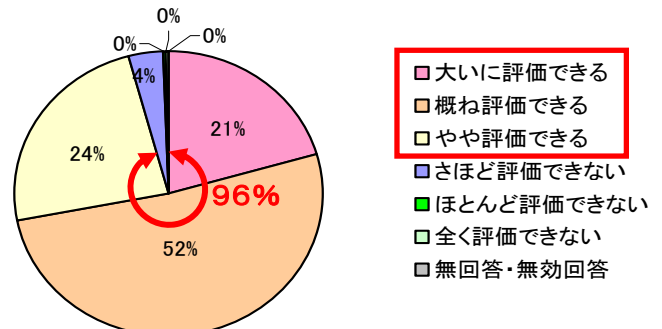
注1)年耕作放棄地発生率=耕作放棄地の年平均発生面積(H17~H21)/耕地面積の年平均面積(H17~H21)=1.04万ha/465万ha=0.22%

注2)土地改良長期計画の政策目標(H20からH24)を基に、本体策期間(5年間)の基盤整備面積を推計。

<農村環境の保全・向上>

⑥ 農村環境の保全・向上に関する効果に対する評価

問 本対策の農村環境の保全・向上に関する効果(生態系保全、景観形成、水質保全等)について、どのように評価しますか。



資料:市町村アンケート(平成22年3月実施)より作成

2. 事業の効果 — (2)環境にやさしい農業の推進

<環境保全型農業の取組の拡大>

① 取組面積の変化

問 あなたの営農活動区域における化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減して栽培する作物及びおよその栽培面積について、「営農活動支援に取り組む前」と「現在」の状況をご記入ください。

【全体】・・・193地区

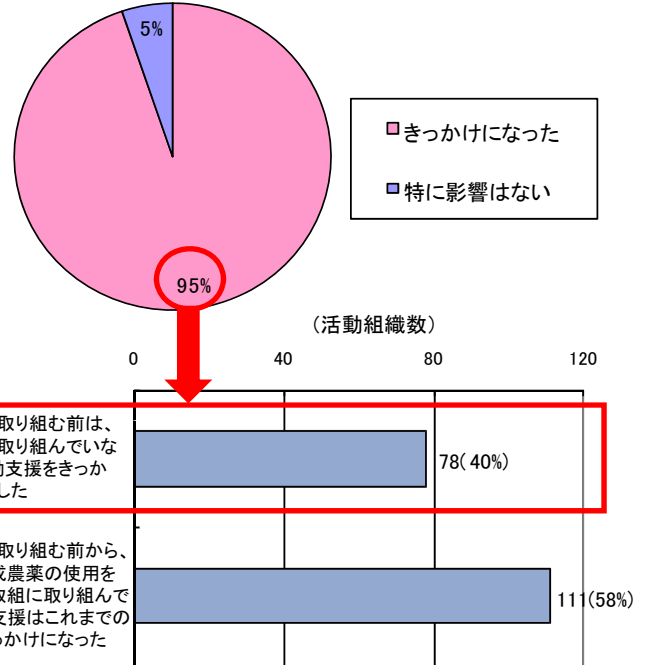
	取組面積(ha)	
	合計	1地区当り平均
対策前	2,050	13.0
現在	4,305	27.2

2.1倍

※平均は無回答を除いて算出。

② 5割低減の取組のきっかけ

問 営農活動支援は、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組のきっかけになったと思いますか。



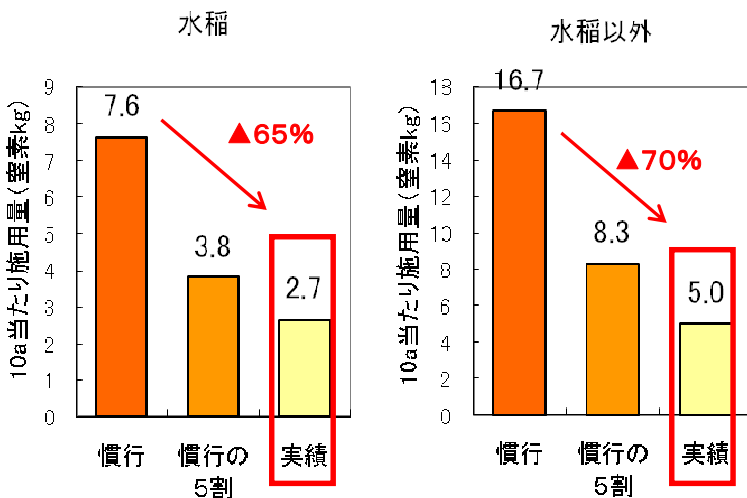
① 営農活動支援に取り組む前は、環境保全型農業に取り組んでいなかったが、営農活動支援をきっかけに取り組むこととした

② 営農活動支援に取り組む前から、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組に取り組んでいたが、営農活動支援はこれまでの取組を継続するきっかけになった

資料：営農活動組織代表者アンケート(平成21年12月実施)より作成

<農村環境の保全・向上>

③ 化学肥料由来の窒素成分削減量の推計 (抽出調査地区内の取組農家データ)

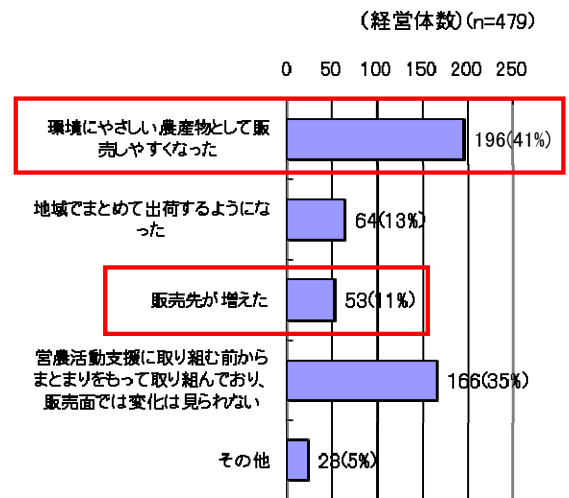


資料：営農活動抽出調査(平成21年12月実施)より作成

<地域農業の振興>

④ 販売面の変化

問 化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組が地域内でまとまりをもつことにより、販売面で変化が見られましたか。(複数回答)



出典：経営体アンケート(平成21年12月実施)より作成

2. 事業の効果 — (3)地域のつながりを通じた農村地域の活性化

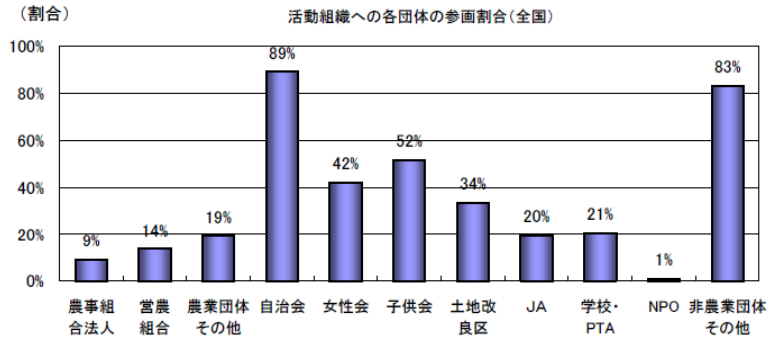
<多様な主体の参画による地域共同の取組の活発化>

① 活動組織の構成員数(全国計)

構成員数			
個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 (農事組合法人、 営農組合等)	その他 (自治会、子供会、 女性会等)
113万5千人	24万2千人	15,985	114,640

資料:平成21年度実施状況報告書より作成

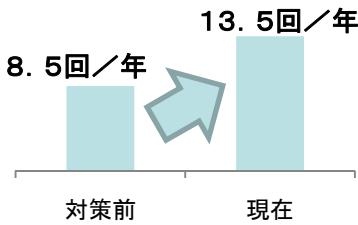
② 活動組織への各団体の参画割合(全国)



資料:平成21年度実施状況報告書より作成

<地域コミュニティの活性化>

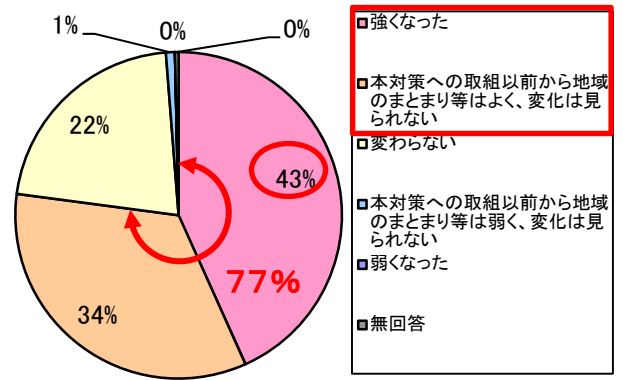
③ 地域づくりのための話し合い(寄合)の回数



資料:活動組織アンケート(平成21年12月実施)より作成

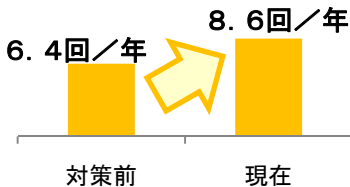
⑤ 地域の人と人とのつながりの変化

問 本対策への取組の前後で、地域のまとまりや地域の人と人とのつながりが変化したと思いますか。



資料:活動組織アンケート(平成21年12月実施)より作成

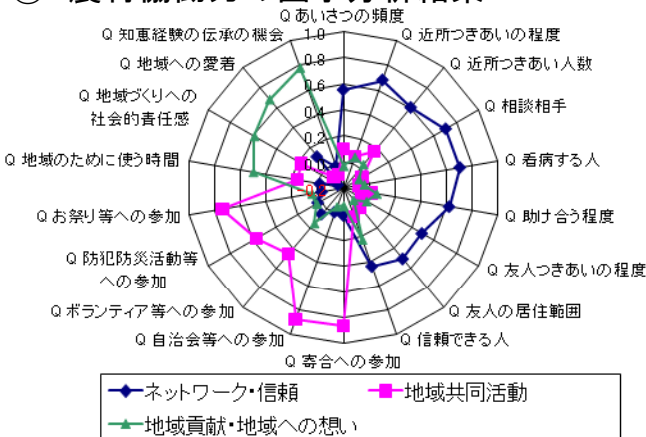
④ 行事やイベントの開催回数



資料:活動組織アンケート(平成21年12月実施)より作成

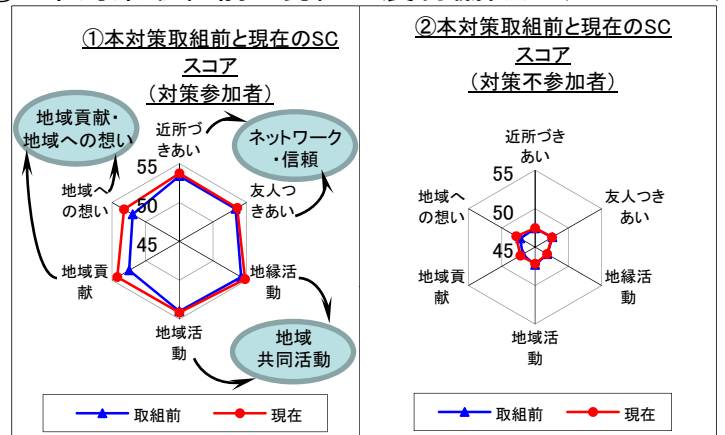
<農村協働力の視点からの検証>

⑥ 農村協働力の因子分析結果



注) 因子分析: 変数間(アンケート設問間)の関係を生じさせている原因として、各変数に共通する潜在的な因子を探索する分析手法。

⑦ 本対策取組前と現在の農村協働力(SCスコア)



注: SCスコアの算出方法: 各人のSC得点を有効回答4,182票を母数とした偏差値として算出

(参考3) 農地・水・環境保全向上対策第三者委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

あなん 阿南	ひさ 久	全国消費者団体連絡会 事務局長
きむら 木村	たけし 武	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 研究管理監
さかもと 坂本	ひろひさ 裕寿	読売新聞東京本社 論説委員
そねはら 曾根原	ひさし 久司	NPO法人えがおつなげて 代表理事
なかしま 中嶋	やすひろ 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
ほしの 星野	さとし 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
まつもと 松本	さとし 聰	東京大学名誉教授・秋田県立大学名誉教授
みつの 三野	とおる 徹	鳥取環境大学教授・京都大学名誉教授(座長)
みやき 宮城	みちこ 道子	十文字学園女子大学人間生活学部 教授
わたに 鷺谷	いづみ いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(参考4) 農地・水・環境保全向上対策第三者委員会の開催の経緯

平成20年

3月26日

第1回第三者委員会

- 農地・水・環境保全向上対策第三者委員会について
- 平成19年度の実施状況について

7月25日

第2回第三者委員会

- 農地・水・環境保全向上対策現地調査（福島県相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町）

10月10日

第3回第三者委員会

- 平成19年度の実施状況について
- 施策評価の考え方等について

平成21年

3月25日

第4回第三者委員会

- 平成20年度に実施した施策評価に関する調査・分析結果について

7月24日

第5回第三者委員会

- 農地・水・環境保全向上対策現地調査（栃木県宇都宮市、小山市）

平成22年

3月31日

第6回第三者委員会

- 農地・水・環境保全向上対策の取組状況（平成21年度）について
- 平成21年度に実施した施策評価に関する調査・分析結果について
- 中間評価について

6月25日

第7回第三者委員会

- 中間評価の進め方について
- 実施状況について
- 効果の検証について

7月26日

第8回第三者委員会

- 効果の検証について
- 事業の仕組み、交付単価の妥当性について
- 道府県第三者委員会の評価について

8月9日

第9回第三者委員会

- 農地・水・環境保全向上対策の中間評価取りまとめ骨子案について

9月10日

第10回第三者委員会

- 農地・水・環境保全向上対策の中間評価（案）について